

## ■会長及び副会長の選出

伊勢市都市計画審議会条例第5条の規定により、会長及び副会長の選出を行います。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に**会長及び副会長各1人を置き**、第3条第1項第1号に掲げる者につき任命された委員のうちから**委員の選挙によってこれを定める**。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(伊勢市都市計画審議会条例 令和4年3月31日)

(会長及び副会長の選任)

第2条 条例第5条第1項に定める委員の選挙の方法は無記名投票とし、有効投票の最多数をもって選任する。

- 2 前項の投票の結果、得票数が同じであるときは、同一得票数の者につき、決選投票により選任するものとする。
- 3 **審議会は、委員に異議のないときは、第1項の規定にかかわらず投票に代えて指名推薦の方法を用いることができる。**

(伊勢市都市計画審議会運営規程 平成24年4月12日)



■伊勢市景観委員会設置要綱の改正

○現状

景観委員会委員（5名）	
委員	
臨時委員	建築・住宅
	〃

○改正案

景観委員会委員（6名）	
委員	
臨時委員	建築・住宅
	〃

内宮おはらい町地区景観委員会委員（8名）	
委員	
臨時委員	建築・住宅
	〃
	〃
	観光
	地域代表
	〃
	〃

変更なし

二見町茶屋地区景観委員会委員（8名）	
委員	
臨時委員	建築・住宅
	〃
	〃
	観光
	地域代表
	〃
	〃

変更なし

土地利用委員会委員（5名）	
委員	
臨時委員	建築・住宅

変更なし

## ■各委員会の委員の指名

### ○伊勢市都市計画審議会運営規程

(委員会)

第5条 審議会は、条例第4条第1項及び第2項に規定する特別の事項若しくは専門の事項又は市長が要請する事項を調査審議するにあたって、審議会審議の予備機関、調査機関として、委員会を設けることができるものとする。

2 委員会は、**会長が指名する委員**、市長が任命する臨時委員、専門委員の中から組織する。

3 審議会は、必要なとき委員会に予備審議内容、調査内容を報告させ、調査審議するものとする。

4 会長は、前項の規定にかかわらず、委員会の所掌事務について市長の諮問があったときは、その調査審議を委員会に付託することができる。

5 前項の規定により委員会に付託された事項については、審議会が特に審議会の議決を経る必要がないと認めた場合には、委員会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

6 会長は、次の表の左欄に掲げる所掌事務について市長の諮問があったときは、その調査審議をそれぞれ同表の右欄に掲げる委員会に付託するものとし、委員会の議決をもって審議会の議決とする。

(伊勢市都市計画審議会運営規程 平成24年4月12日)

## ■伊勢市都市計画審議会運営規程及び伊勢市土地利用委員会設置要綱の改正

### 1 「畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律」の概要

畜舎等の建築については、建築基準法の構造基準では建築コストがかかり過ぎている状況でした。畜産業の国際競争力の強化を図るため、「畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律」（以下「畜舎特例法」という。）が令和4年4月1日より施行され、知事の認定を受けた畜舎等については、建築基準法の適用が除外となりました。

### 2 「伊勢市特定用途制限地域における畜舎等の制限に関する条例」の概要

本市で定める特定用途制限地域のうち低層住居専用地区については、畜舎等は建築してはならないこととしてきました。ところが、畜舎特例法によりこの制限については建築基準法を根拠とする条例で定めているため適用除外となり、低層住居専用地区において畜舎等の建築が可能となります。

このことから、これまでと同様の制限を維持していくため、畜舎特例法を根拠とする「伊勢市特定用途制限地域における畜舎等の制限に関する条例」（令和4年伊勢市条例第11号）を令和4年3月定例会に上程し、法施行と同日、令和4年4月1日に制定したところです。

この畜舎特例法を根拠とする条例においても特例許可の手続きを定めていますので、併せて都市計画審議会条例を改正し、畜舎特例法を根拠とする条例による特例許可に関する事項についても、本審議会の所掌事務に追加したところです。

### 3 規定の改正

畜舎特例法を根拠とする条例の特例許可の手続きについても、これまで同様、伊勢市土地利用委員会の所掌事務とするよう、伊勢市都市計画審議会運営規程及び伊勢市土地利用委員会設置要綱を改正したい。

# 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律の概要

## 背景

- 畜産業の国際的な競争環境が厳しくなる中においては、省力化機械の導入や増頭・増産等の取組の推進が必要。
- 畜舎を新築して省力化機械の導入等を行おうとする際、畜舎には建築基準法が適用されるが、建築に係る負担は畜産業の経営実態からみて過大となっている。
- このため、建築基準法の構造等の基準によらず畜舎等の建築等ができるよう措置を講ずることが必要。



## 法律の概要

### 1. 本法律の対象となる畜舎等

- 畜舎(搾乳施設その他これに類する施設を含む)及び堆肥舎(「畜舎等」という。)
- 畜舎等が市街化区域又は用途地域に含まれないこと。
- 平屋で一定の高さ以下であり、居室を有さないこと。(第2条、第3条関係)

### 2. 畜舎等の建築等及び利用に関する計画の認定

- この法律によって畜舎等を建築等(新築、増築、改築等)及び利用しようとする者は、畜舎等の建築及び利用に関する計画を作成し、都道府県知事の認定を申請できるものとする。
- 都道府県知事は、申請者が作成した①の計画が、次に掲げる要件等に適合するときは、これを認定するものとする。
  - 利用基準(畜舎等の利用の方法に関する基準(畜舎等内の人の滞在時間、避難路の確保等))に適合すること。
  - 技術基準(畜舎等の構造等について、利用基準に適合する利用の方法と相まって安全上支障がないと認められる基準(建築基準法より緩和された基準))に適合すること。
- 一定規模以下の畜舎等は、①の計画のうち構造等に係る部分の作成及び当該部分に係る②の認定は要しない。(第2条～第6条関係)

### 3. 畜舎等の建築等及び利用に関する計画の認定による建築基準法令の適用除外等

- 2の計画認定を受けた者は、技術基準及び利用基準に従って畜舎等を建築等をし、利用し、及び維持しなければならない。
- 2の認定に基づき建築等がされた畜舎等については、建築基準法令の規定は適用しない。(第7条～第12条関係)

### 4. 監督規定

- 認定を受けた者による畜舎等の利用状況の定期的な報告
- 認定に係る畜舎等の報告徴収、立入検査、3①に従っていない場合の改善命令等の実施(第13条～第16条関係)

## 施行期日

公布日(令和3年5月19日)から起算して1年を超えない範囲内で政令で定める日

○伊勢市特定用途制限地域における畜舎等の制限に関する条例

令和4年4月1日

条例第11号

(目的)

第1条 この条例は、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（令和3年農林水産省・国土交通省令第6号）第52条第1項の規定による特定用途制限地域内における畜舎等の用途の制限に関し必要な事項を定めることにより、地域の特性に応じた合理的な土地利用を図り、もって本市における良好な環境の形成及び保持に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「基準時」とは、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和3年法律第34号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により第4条の規定の適用を受けない認定畜舎等について、法第8条第1項の規定により引き続き第4条の規定（同条の規定が改正された場合においては、改正前の規定を含む。）の適用を受けない期間の始期をいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例において使用する用語は、法、建築基準法（昭和25年法律第201号）及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）において使用する用語の例による。

(適用区域)

第3条 この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項（同法第21条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、特定用途制限地域として都市計画決定の告示をした区域のうち低層住居専用地区において適用する。

(畜舎等の用途の制限)

第4条 前条の地区においては、畜舎（建築基準法別表第2（イ）の項第1号から第9号までに掲げる建築物に附属する畜舎であって床面積の合計が15平方メートル以下のものを除く。）及び高さが8メートルを超える堆肥舎を建築してはならない。

(既存の認定畜舎等に対する制限の緩和)

第5条 法第8条第1項の規定により前条の規定の適用を受けない認定畜舎等について、用途の変更を伴わない畜舎等の構造に変更を及ぼす行為（法第8条第2項第2号の行為をいう。）をする場合においては、同号及び同項第3号の規定にかかわらず、前条の規定は、適用しない。

2 法第8条第1項の規定により前条の規定の適用を受けない認定畜舎等について、次の各号に定める範囲内において増築又は改築をする場合においては、法第8条第2項第2号及び第3号の規定にかかわらず、前条の規定は、適用しない。

(1) 増築又は改築が基準時における敷地内におけるものであり、かつ、増築又は改築後における延べ面積及び建築面積が基準時における敷地面積に対してそれぞれ建築基準法第52条第1項、第2項及び第7項並びに第53条の規定に適合すること。

- (2) 増築後の床面積の合計は、基準時における床面積の合計の1.2倍を超えないこと。
- (3) 増築後の前条の規定に適合しない認定畜舎等の部分の床面積の合計は、基準時におけるその部分の床面積の合計の1.2倍を超えないこと。
- (4) 用途の変更を伴わないこと。

(畜舎等の敷地が低層住居専用地区の内外にわたる場合の措置)

第6条 畜舎等の敷地が低層住居専用地区の内外にわたる場合における第4条の規定の適用については、その畜舎等又はその敷地の全部について、その敷地の過半の属する地区に係る規定を適用する。

(公益上必要な畜舎等の特例)

第7条 第4条の規定にかかわらず、市長が当該地区における合理的な土地利用及び環境の保全を図る上で支障がないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した畜舎等については、同条の規定は、適用しない。

2 市長は、前項の規定による許可（以下「特例許可」という。）をする場合においては、あらかじめ伊勢市都市計画審議会（伊勢市都市計画審議会条例（平成17年伊勢市条例第157号）第1条の規定に基づき設置する伊勢市都市計画審議会をいう。）の意見を聴かなければならない。ただし、特例許可を受けた畜舎等の増築、改築又は移転について許可をする場合で、次に掲げる要件のいずれにも該当するものについては、この限りでない。

- (1) 増築、改築又は移転が特例許可を受けた際における敷地内におけるものであること。
- (2) 増築又は改築後の畜舎等の用途に供する建築物の部分の床面積の合計が、特例許可を受けた際におけるその部分の床面積の合計を超えないこと。

3 市長は、特例許可をする場合においては、第1条の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(伊勢市都市計画審議会条例の一部改正)

2 伊勢市都市計画審議会条例の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「及び伊勢市特別用途地区における建築物の制限に関する条例（平成23年伊勢市条例第31号）」を「、伊勢市特別用途地区における建築物の制限に関する条例（平成23年伊勢市条例第31号）及び伊勢市特定用途制限地域における畜舎等の制限に関する条例（令和4年伊勢市条例第11号）」に改める。



○伊勢市都市計画審議会条例

平成17年11月1日

条例第157号

改正 平成29年3月31日条例第6号

令和4年3月31日条例第11号

(設置)

第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第77条の2第1項の規定に基づき、伊勢市都市計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 都市計画法、景観法（平成16年法律第110号）その他の法令の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。
- (2) 伊勢市景観条例（平成21年伊勢市条例第14号）、伊勢市特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例（平成23年伊勢市条例第30号）伊勢市特別用途地区における建築物の制限に関する条例（平成23年伊勢市条例第31号）及び伊勢市特定用途制限地域における畜舎等の制限に関する条例（令和4年伊勢市条例第11号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。
- (3) 市長の諮問に応じ、都市計画及び景観の形成に関する事項を調査審議すること。
- (4) 都市計画に関する事項に関し、関係行政機関に建議すること。
- (5) 景観の形成に関する事項に関し、市長に意見を述べること。

(組織)

第3条 審議会は、次に掲げる者につき、市長が任命する委員をもって組織する。

- (1) 学識経験のある者
  - (2) 市議会の議員
  - (3) 市の住民
- 2 市長は、前項に規定する者のほか、関係行政機関又は三重県の職員のうちから、審議会を組織する委員を任命することができる。
- 3 前2項の規定により任命する委員の数は、20人以内とする。

- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 委員は、非常勤とする。

(臨時委員及び専門委員)

第4条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

- 2 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。
- 3 臨時委員及び専門委員は、市長が任命する。
- 4 臨時委員は当該特別の事項に関する調査審議が終了したとき、専門委員は当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
- 5 臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、第3条第1項第1号に掲げる者につき任命された委員のうちから委員の選挙によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集)

第6条 審議会の会議は、必要に応じ、会長が招集する。ただし、会長が不在のときは、市長が招集するものとする。

- 2 会長は、審議会の開催の日の5日前までに会議の議案を委員及び臨時委員に通知しなければならない。ただし、特に会長が急施を要すると認めた議案については、この限りでない。

(会議)

第7条 会長は、会議の議長となる。

- 2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 専門委員は、当該専門の事項が審議される時会議に出席し、その調査の結果等について報告し、若しくは説明し、又は意見を述べることができる。

(常務委員会)

第8条 審議会は、その権限に属する事項で軽易なものを処理するため常務委員会を置くことができる。

2 常務委員会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長が指名する。

(幹事)

第9条 審議会に、幹事若干人を置く。

2 幹事は、市職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け、審議会の会務を処理する。

(資料の提出その他の協力)

第10条 審議会は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、市の機関その他の関係者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織、所掌事務及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成17年11月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月31日条例第6号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月31日条例第11号抄)

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(参考)

伊勢市都市計画審議会条例（附則第2項関係）

改正後	改正前
<p>第1条 略 （所掌事務）</p> <p>第2条 審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 伊勢市景観条例（平成21年伊勢市条例第14号）、伊勢市特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例（平成23年伊勢市条例第30号）、<u>伊勢市特別用途地区における建築物の制限に関する条例（平成23年伊勢市条例第31号）</u>及び<u>伊勢市特定用途制限地域における畜舎等の制限に関する条例（令和4年伊勢市条例第</u> <u>号）</u>の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>第3条～第11条 略</p>	<p>第1条 略 （所掌事務）</p> <p>第2条 審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 伊勢市景観条例（平成21年伊勢市条例第14号）、伊勢市特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例（平成23年伊勢市条例第30号）<u>及び伊勢市特別用途地区における建築物の制限に関する条例（平成23年伊勢市条例第31号）</u>の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>第3条～第11条 略</p>